

令和元年6月17日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

**2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、(3)廃棄物発電  
電力利活用設備導入事業、(4)廃棄物焼却熱利活用設備導入事業、(5)廃棄物焼却熱等有効  
利用実現可能性調査 に関する追加 Q&A 集の公開について**

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会では、令和元年5月24日（金）から5月31日（金）にかけて、当該事業の説明会を実施いたしました。

説明会会場にて質問のありました事項やその後のメール等にて質問のありました事項のうち、主な項目につきまして、次項の通り回答を公開いたします。

## 「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」についての質問・回答

### (3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業

Q 1 電気需要設備の高圧は対象と考えているが、設備照明である電灯設備は対象となるのか。

A 1 電気需要設備としては、「自営線、受変電設備、付属設備」が対象とされており、配電設備以降は低圧電灯盤も含め、対象外である。なお、付属設備とは、自営線、受変電設備に必要な設備を想定している。

Q 2 FIT 認定を受けている施設においては補助対象とならないのか。  
当該補助金を活用する場合は FIT 売電を止める必要があるのか。  
電力の利活用を行った残りの余剰電力は FIT 売電を行ってもよいか。

A 2 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル Q&A 集 Q4-3 の回答通り。  
廃棄物エネルギー地域利活用設備のうち電線・変圧器について申請する場合には FIT 制度は適用できない。  
現在 FIT 制度を活用している施設が電線・変圧器について補助申請する場合には FIT 事業廃止届を提出する必要がある。また、過去に循環型社会形成推進交付金で施設整備を行った事業についても同様である。なお、EV パッカー車、熱導管についてのみを対象とする事業として補助申請する場合には FIT 制度の適用有無は問わない。  
蓄電池を対象とする場合、FIT 制度は適用できず、補助申請する場合は FIT 事業廃止届を提出する必要がある。

Q 3 FIT 認定を受けないで売電中であるが、これまで売電を実施していた電力の一部を隣接スポーツ施設に給電したいと考えている。その場合対象となるか。

A 4 焼却施設からの売電力を隣接施設の利用に切り替えた場合、CO2 が削減されたことを説明できる場合は補助対象として取扱える。

### (4) 熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備を導入する事業

Q 1 熱供給とは、(ヒートトランスコンテナのような) 熱輸送設備でも対象となるのか。

A 1 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 Q&A 集 QI. 3. 25 の回答の通り。  
熱交換器の供給側が対象となりコンテナや需給側は対象外である。基本的に移送式の設備は対象外である。

**(5) 廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業**

Q 1 地域計画は承認済、計画支援を進めている状況で(5)の実現可能性の調査を補助申請できるか。

A 1 計画支援業務とFS業務の重複がなければ申請可能である。

Q 2 エネルギー供給側がPFI事業の場合、自治体施設と同様に扱ってよいか。

A 2 施設整備時の取扱いと同様に、BT0, BOT, B00 共に対象として取扱うものとする。

**(3)(4)(5)共通**

Q 1 地域循環共生や地域エネルギーセンターに資するような取り組みや事業であることを具体的に説明する必要があるのか。  
現在改良事業も検討を進めているが、その事業の中にもそのような点を含める必要があるのか。

A 1 エネルギー効率、CO<sub>2</sub>削減率の要件を求めているので、それらの要件を満足すること。

Q 2 (3)、(4)、(5)の申請書類の審査という表現があるが、これはセレクションということなのか、条件を満たしていることの確認ということかどちらなのか。

A 2 優れている案件から順に採択する予定であるが、申請条件を満たしていることの確認も行う。

Q 3 交付金を受けて改良事業を契約し工事を進めているが、契約済工事の中に、この補助金事業に該当可能なエネルギー利活用に係る工事を含めて契約している。  
しかし、現時点で申請しようと考えている設備の工事は未着手であるため、交付条件で求めている、交付決定前未契約を「交付決定前未着手」と読み替えて対象事業と判断してもよいか。

A 3 環境省所管の補助金等に係る事務処理手引きの(3)経理処理のポイントに、原則、交付決定日以降に発生(発注)したものと記載もあるように、交付決定の前に契約を行ったものは補助申請できない。